

第3回（令和6年10月16日）

政治倫理審査会会議録

福島県南相馬市議会

南 相 馬 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 審 査 会 会 議 録

1 日時 令和6年10月16日（水）

2 場所 市役所本庁舎 4階 議員控室

3 会議時間 開会 午前10時00分
閉会 午前11時53分

4 出席委員（8人）

			副委員長	田中	京子	委員	大岩	常男
委員	中川	庄一	委員	鈴木	昌一	委員	今村	裕
委員	小川	尚一	委員	渡部	寛一	委員	志賀	稔宗

5 欠席委員

委員長 太田 淳一

6 説明のため出席した者の職氏名

議員 郡俊彦

7 担当書記 門馬 哲也

8 本日の会議に付した事件

- （1）対象者からの説明及び質疑
- （2）次回の審査会日程について
- （3）その他

9 署名 副委員長 田中 京子

午前10時00分 開会

○副委員長（田中京子さん）

ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。

太田淳一委員長からは欠席の報告が届いております。

出席委員は定足数に達しております。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

審査の順序については、お手元に配布してございます、審査順序表のとおり行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

御異議なしと認めます。

よって、審査の順序については、審査順序表のとおり行うことに決しました。

（1）対象者からの説明及び質疑を行います。

進め方についてお諮りします。

本日対象者の郡議員にお越しいただいております。この後、対象者に入室いただき、審査請求書に対する意見について5分程度で発言をいただき、その後委員からの質疑を行い、質疑終了後に対象者には退室いただくという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

御異議なしと認めます。

よって、そのように進めてまいります。

それでは、対象者に入室いただきます。

暫時休憩します。

午前10時 2分 休憩

（対象者入室）

午前10時 3分 再開

○副委員長（田中京子さん）

再開します。

それでは、対象者の郡俊彦議員から5分程度で意見をお願いします。

○対象者（郡俊彦議員）

私不案内なんで、にわか意見と言われても、一応、事務局から資料をいただいたものは見てるんですが、会議の中で、何もなくて喋れと言われても、どうかなとこういう

ことと呼んだんですよという説明くらいはないことには、意見と言われても、雲をつかむような気持ちでございます。

○副委員長（田中京子さん）

郡議員には、審査請求書に対する意見ということでお願いいたします。

○対象者（郡俊彦議員）

一応目を通してありましたので、簡単に言わせていただいて。いわゆる 2024 年 7 月 7 日の市民ニュースのわだい 732 号、733 号、それから 24 年 8 月 4 日の市政報告第 7 号について、前に読んだのと違ってはいるんですけども、いずれにせよ、チラシの内容に齟齬があり、記事を掲載したことを指しますと、懲罰を否定する記事を指しますということなんですが、具体的に私が出しているニュースのどこが間違っているのかわかんないんですね。皆さん方が調べた結果、あんたのこう書いているところは間違ってますよというものがあれば、これは民主主義でお互いの意見を出し合ってと言いますか、戦わせて、市民の皆さんからいろいろご判断をいただくと。これが民主主義のルールだと思うんですよ。ところが、その内容について、どういうものなのかという説明もなく、発行したのが、いわゆる齟齬があると。よって、倫理違反ということなんですが、これは私からすれば、率直に言って乱暴すぎるのではないかと。さらに言わせてもらえば、憲法で、言論、出版、報道の自由が基本的人権の一部として保障されています。根拠も曖昧に、出版していること自体についてのクレームというのは、検閲とかに当たって、憲法に抵触する問題になるのではないかとというのが率直な私の意見でございます。皆さん方が調べた結果、ここあんた違うよというご指摘があれば、私なりに謙虚に捉えて、間違っているところがあれば是正するのにやぶさかではありません。

○副委員長（田中京子さん）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

○委員（今村裕君）

今日はわざわざお運びいただきましてありがとうございます。

郡議員に対しては、例えば、日々の政務活動、あるいは議会活動、一般質問等々、側面からいろいろとアドバイスを賜りながら、また参考にさせていただきながら、私も勉強させていただいているところでございまして、そもそも論で、郡議員のこの活動に対して全否定をするとか、あるいは何か郡議員を陥れるという語弊ありますけれども、数の論理で追いやろうなんていう気持ちは全くございませんので、そこだけはご理解の上、いろいろと質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目なんですが、今ほど郡議員からは、チラシのどこが間違っているのかはなかなか理解できないといった御発言、倫理違反は、この倫理委員会の立ち上げについても、これはちょっと乱暴じゃないかというご意見をいただいたところでございます。

振り返ってみますと、6 月議会において、懲罰動議が出されて、2 度ほど出されて、全会一致、つまり全議員が賛成だということで、懲罰委員会、懲罰が動議として可決されたわけでございます。不穏当発言として。その内容ですけれども、議長の方から発言

の取り消しをされたこと等々について、要するに、発言の取り消しが議長からされているわけですね。例えば、その内容については、執行部の虚偽答弁であるとか、悪徳商法的なという御発言もございました。あるいは自治法違反という御発言、馴れ合い議会という御発言もあったわけですが、これは議長の手元で整理をし、発言の取り消しをされた。つまりは、会議録あるいはライブ中継はちょっと間に合わなかったのかな、後からの方の議会中継の方でもここについては発言されたという記録が残っていないわけですね。発言を議長の手元で整理をし、それを発言がなかったという扱いになっている状況でございます。その中において、これまでも、令和6年の6月議会以前からも、議長からの指示や指導が多々あったかと思いますが、郡議員の御意見は御意見として、議長の方にも当然お繋ぎをされていることと思いますが、あまり議長の指導助言等々が効果がなかったのかなという考え、否めなかったのも事実でございます。その中において、チラシで、要するに、虚偽答弁、悪徳商法的な、あるいは自治法違反、馴れ合い議会、これは発言しなかったことになっているわけですね。そうすると、議会だよりの方でも、郡議員がこういう発言をしたということは書けなかったわけです。広報委員の方なのでわかってると思いますけれども、それをチラシに書くということ自体が、そもそも論で、発言がなかったという扱いになっているものを書いているということに問題があると思っているところなんです。さらに、チラシを読みますと、私が秩序を乱した経過は一切ありませんと、秩序を乱したのは、中略しますけれども、4時間の空白を作った人たちではないでしょうか。これは議運とか懲罰動議に対する、議会運営委員会等々でのお諮り等々があったことなんですけれども、こういったことも、自分は一切秩序を乱した経過はないというふうなご発言そのものは否定しませんが、考え方の違いです。ただ、そういう不適切な、不穏当発言があったために議会が止まったんですよ。そのことに対して、郡議員が言う、私は議会の尊厳に関わる問題だと感じているわけですが、この不穏当発言、いわゆる議長の手元で、発言の取り消しがされている文言をチラシに書いた事実、それから秩序を乱した経過は一切ありません、逆に秩序を乱したのは4時間の空白を作った議運の方々を初め、懲罰委員会の方々の時間が、いわゆる秩序を乱したというご指摘だと思うんですけども、まさに繰り返しますが、議会の尊厳に関わるという感じがいたしたもんですから、この件について、どのようなご見解かお聞かせいただきたいと思います。

○対象者（郡俊彦議員）

つまり、調整された議事録に載っていないので、これは事実としてなかったことなんだという見解なんです。私はこれはちょっと違うのではないのかなと思ってるんですが、調整された議事録と、公表をするかしないかはその議会の判断にもよるんですが、これ裁判の事例としては求められれば公表せざるを得ないことになるんですが、会議そのものの原本があるんですよ。事実、こういうことがあったという原本があるはず。それと、議会として調整した、公表する議事録とありまして、議会で公表した議事録に載っていないから経過になかった。つまり、あったことをなかったことにはできないと私は思っています。

○委員（今村裕君）

これまでも、私もおかげさまで 20 数年間議会議員やらせていただいておりますけれ

ども、発言の取り消し等々、あるいは議長の手元で整理をして、文言の整理をして、発言が棒線になるという形が散見したわけですが、本会議で発言しなかったということが、結果的に会議録に残っているということは、今、郡議員がおっしゃっている調整された議事録と公表された内容、要するに、事実関係については別物だという見解は当てはまらないと私思うんです。言わなかったことになってるわけではない。要するに、その棒線の部分は発言がなかったということになってる事実があるわけですよ。議長の手元の整理をして、この発言はなかったんだと、なかったということに対して、こういう事実があったと、後日チラシで文言を出してくるというのは、そもそも論で、まさに議会の尊厳とか、議長の権限にも抵触する、議長の権限で発言をなかったということで整理をした、その上で調整された議事録でございますので、それが正本、正しい本というか、それが正しいものだとは私は理解するんですけども、これについては見解の相違でしょうからこれ以上踏み込みません。一方で、懲罰のとき、1回目の懲罰のときに、謝罪文の朗読を拒否されました。この謝罪文の朗読、実は郡議員は演壇の方に行って朗読を始めた経過があったので、謝罪なさるんだなと思ったら、どういう、会議録手元がないので正確な発言はわかりませんが、こういう文章は渡されましたけれども、拒否しますというご発言だったと思うんですね。結果的に、追いかけて、また懲罰動議が出されて、退席を求める、いわゆる出席停止という形になったわけで、1つ、ワンランク上になったわけですが、そのときには、郡議員とすれば忸怩たる思いはあったのかもしれませんが、謝罪文の朗読は拒否をされたけれども、退席については従ったというか、郡議員としても、当時の記憶を思い起こせば、名札、あれは倒さないで出て行きますという御発言もあったかと思うんですけども、結果的に、自主的に退席されたので、郡議員はこれ認めたんだなとは私は思っていたんですが、この件に関しても、不当な出席停止に抗議しますという文言がチラシの中に入ってるんですね。退席していかれたという事実は、郡議員、これはやむを得ないと、出席停止もやむなしということで、思いはあったにしても、議長の指示に従って退席をしたという認識をしていたんですが。後日のチラシで。今ほど言ったような。不当な出席停止に抗議しますとは矛盾があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○対象者（郡俊彦議員）

行動について、とやかくいろいろ言われて、矛盾があると言ってますけども、私の意思是、名札を倒さないで出たというところに表現されていると。私としては、そこに納得できないので、抗議の意を込めた。今村委員おっしゃられますけれども、例えば、私がそのまま座っていたらどんなふうになります。

○委員（今村裕君）

私答弁する立場でないんですけど、そのまま、言い方悪いけど、座るというのか、退席を拒むということを認めない。座っているとすれば、多分に議会事務局の職員等々で退席を促されて、議長から外に出てくださいと誘導されると思います。

○対象者（郡俊彦議員）

それでも拒否したらどうなりますか、座っていったらどうなりますか。つまり、物理的な排除、それに近い排除は避けて、私は納得できない決定であっても、抗議の意思は

捨てないけれども、決まったことは守らざるを得ないということで、抗議の意思を示して、物理的抵抗はしなかったということです。

○委員（今村裕君）

そうしますと、抗議の意味はわかりましたけれども、拒否したらどうなるという話から発展して、決まったことは守らざるを得ないと。だとするならば、謝罪文の朗読はなぜ拒否されたんでしょう。

○対象者（郡俊彦議員）

謝罪文の朗読については、議会での発言を求められてるわけだから、それは自分の思っていることを述べるのになんら制約はないと判断しました。

○委員（今村裕君）

ちょっと角度を変えまして、また別の案件なんですけど、私の一般質問中に副市長が挙手をした際に、これまでの議会でも、郡議員がお休みされている期間の議会も含めてですけれども、一般質問の途中で手を上げるとか、あるいは議長が見逃して、指名をするチャンスを逸してしまったという場面が多々あって、やり取りの中で、確かに私は次の質問に入ろうと思っていましたけれども、何かあればという感じで手を挙げていた。それが目に入ったので、もしご発言何かあるのであれば、ぜひお聞かせくださいということをして、議長がそれを認めて指名をして発言したわけですね。これについては、これまでも何回かありましたし、これが馴れ合い議会だと言われると、はっきり言えば会議規則にも抵触しませんし、議長の指名のもとで発言された内容ですので、これ馴れ合いと言われても、ちょっと厳しいなという思いがあったりしたんですけども、これが何となくなあなあでやっているとか、そういう意味合いでの馴れ合いということではないと思うんですけども。議長がそれを許して、発言を許可して、副市長から発言があったわけですので、これについてはご理解賜りたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○対象者（郡俊彦議員）

正式な、それこそ議事録、場合によっては、最終的には、これが争うようになっていけば、最終的には司法の判断で原本が出てくると思うんですけども、議事録を確認したいなと思います。しかし、あのとき副市長は、議長に向かって手を挙げたんでないんですね。質問者に向かって、オレオレという言葉は言わなかったけれども、指3回、質問者に向かってね、気が付かないもんだから、また。それで、多分そこで気が付いたのかなと思ったんですけども、議長が直接副市長に答弁を求めたと言ってますけども、議長が気がついて答弁を求めたんでなくて、今村さんが気がついたかわかんないけれども、副市長の答弁を促す質問をした。だから、大体ね、傍聴席から見たら、執行者が私私みたいなことを2回も繰り返しやるというのは、異常な事態に見えたんでないのかなと。これは、今後あってならないので、副市長なり執行者なりに十分緊張感を持った姿勢を保つように求めるべきでないかというのが、私の馴れ合いに対しての発言の考え方です。

○委員（今村裕君）

これ最後にしますけれども、今ほどの郡議員の、私も次の原稿読み始めたところだったんで、たまたま手が動いたのが見えたので、何か発言があれば、これ今までも、例えば、市長席というのは、私達から向かって左側に市長席があるんですけど、こちらに教育委員会とか、建設部の方が座っている場面が多々あると思うんですよね。そんなときに、答弁終わった後、市長も手挙げたりして、それを議長気づかない。それが質問者が気づいて、せっかく市長手挙がってるんだから、ぜひ御答弁をお願いします、なんてやり取りは今までも何回もという語弊があるかもしれないですけど、結構あったんですよ。それで、人によっては、市長の答弁要らないと言って次の質問に入る人もいましたし、市長ぜひ何かあれば、で、議長が指名をして、市長が答弁したと、そういう流れの中での今回の副市長。確かに、私を向いてるかどうかまでは、私下を見てたんでわかんなかったけど、何かやってたので、見たらば、私、みたいな感じだったので、その流れで、今までもそういうことが散見された場面があったもんですから、そういう流れでやったので、そこは緊張感がないと言えばそれまでです。ただ、理解をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○対象者（郡俊彦議員）

確かにね今村さん質問中で、一部始終副市長を見てたのではないんですけれども、私からは一部始終見たのね。手を挙げたんじゃないんです。ちょっと違うなって今村さんは気がついたと思うんだけど、さっき言ったように、自分の方、指2本だか3本だかわかんないけど、指3回、オレオレっていう感じですね。ややあって、またもう1回、3回俺にとというふうに。議長に対する意思表示じゃなかったです。私はそういうふうに見ております。

○委員（志賀稔宗君）

今日は大変お疲れ様です。

今のその馴れ合いの話ですが、郡議員がこの基準に照らして、馴れ合いというのはどういうことを指しておられるのかなという気がしてます。いわゆる、こういうことをするのも馴れ合いの1つである。あるいは、例えば、にこっと笑ったらばこれも馴れ合いだということになっていくのか。あるいは、どういったことが馴れ合いなのかなと。いささか私なんかも馴れ合ってるのではなんて思われてはいまいかと余計な心配もしております、そういう点、もし参考までお聞かせいただけるものなら、こういうのが馴れ合いですと。

○対象者（郡俊彦議員）

馴れ合いについては率直に言っていっぱい感じてます。そもそも、私が急遽この間の市議選に立候補した自体が、ホームページのいわゆる70億円から飲み込んだ、飲み込めると判断したという表現を見て、この議会というものを念頭に置いてない表現だなと、こんなんでもいいのかというのが動機だったんですが、それが当選させていただいて、いろいろ質問していく中で、まさしく70億円のゆとりというかね、新市建設計画のいわゆる555億円の中でいうゆとりができた。それを70億円の中から庁舎建設に回したので、鹿島区のタラソからではないという説明なんですけども、その説明文を読んで、

議会が役割を発揮していないのではと率直に言って判断したことから、これはほっておけないと思って出てきました。もっとびっくりしたのは、12月定例議会で、あれだけいろいろ問題になっている、私は率直にその70億円をどう検討したのかということをつらつらのお金に絡めて質問を展開したんですが、記録がないからわからないということになったんです。これね、周りの議員の皆さんに聞いてみると、俺はあの事は知らなかったという人がほとんどでした。市長も含め、市長はどう言ったかわかんないけども、でした。その70億円ものお金の使い道を知らなかったことについて、何ら違和感を持たないということ自体が、私には納得できないんですね。今も議会はチェックする役割を担ってるんですね。執行部だけでは間違ふかもしれない。それで、いや間違い、人間は誰でもあるわけですから、なんぼ偉い執行部だって間違い出てくるわけですから。それをチェックするのが役割なんだけども、70億円のお金の行方を相談受けていない。議会で。私は当然、これは議会として調査する必要があるという方向に進むだろうと思って、自治法違反の取消にはあえて抵抗しないで、議長のあれを受け入れました。今でも後悔してます。まさか皆さん、あれをそのまま調査も何もしないで見過ごすとは思っていませんでした。それが一番大きな馴れ合いと感ずる。普通だったら、少なくとも昔の鹿島議会だったら、議会軽視で甚だしいということとんでもない問題になっていたと。議会は参議院ではないということが、よくよく鹿島の議会で皆さんおっしゃってました。事後承認機関ではないんだということで、頑張っていた姿を見ていたこともあって、どうなのかと。今回の経過についても、虚偽の答弁、復興企画部長の答弁も、今回の一般質問答弁でさらに明らかになったと思うんだけど、10年、20年、30年スパンの課題をとらえるための課題洗い出しをやったのかというのが、佐賀県鹿島市などの事例なども紹介しながら質問したのに対して、課題抽出を行ったのでやる考えはないという答弁があったんですね。私はそれなりに総合計画の審議経過見てますよ。わずか半年で決まった経過だから。その中で課題洗い出しなんかやった経過は全くなかったことから、これはやってないことをやったと言っていると判断して、議長に虚偽の答弁でないかと申し上げました。そんなこんなも含めて、それについても、課題洗い出しをやったかやっていないかということが、私と皆さんとの齟齬が生じた要因なんですよね。私はやっているんならば、証拠資料を出してください。議長には、そのやったという証拠を確認してくださいと、これを繰り返し求めたんですよ。ところが議長からは、この取り消し命令が来たと。私としては、これは納得できないので従うわけにいかないということで、丁寧に議長に対して、コレコレなので、あくまでも資料の確認を求めました。ところが資料の確認をしようとしな。調べない。この辺が私は馴れ合いの1つの理由かね。大きな、私が見る要因です。調べた上で、こういうものがあって、こういう経過があるので、虚偽と言っている郡議員が、これはちょっと違うというご指摘があれば、私は私なりにさらに調べ直して検討します。

○委員（志賀稔宗君）

今のお話ですと、要するに、郡議員がお考えの馴れ合いという意味合いは、これも馴れ合いの1つかもしれませんが、もっと根本的にはこういった仕草を、具体的な仕草の中で、その話が出てきますから、そういうことかということかという思いもしましたが、その根底には、要するに、その執行部が議会を重要視しないんじゃないかと、軽視しているんじゃないかと、そういう思いと、さらには議会側には執行部の執行体制を厳

しくチェックする役割があるはずなのに、十分果たしていないだろうと、そのまま進んでいく、その姿を見て、これを馴れ合っていると。こんなふうに表示をすると、こんなふうなことだと理解をした次第です。さらに、私の疑問に思うのは、個人広報、新聞折り込み出されますが、この際のこの表現ですが、極めて、この種の、インパクトのあると言ったらいいんだか、切り口が、表現が、虚偽答弁あるいは自治法違反と、もう通常市民の皆さんが聞くと、あらっとドギマギしてしまうようなそういう切り口、表現で表現をされています。中ずっと読んでいくとそんなにでもないのかもしれませんが、その辺が市民感覚から言うと、あるいは私なんかから言うと、少し問題視してしまうんですね。誤解をされるんじゃないかという思いがあるんです。そういう点は、どうしてこんなにあれにあれなんでしょう。こんなあれね、あれでわかんないね、こういった表現をされるのかという、よく週刊誌なんかそういうことありますけど、そういうのとは当然、これは一緒にはできないわけですから、そういう思い、どんなもんでしょう。考え方を聞かせいただければと思います。

○対象者（郡俊彦議員）

見出しは結構気を使っているつもりなんです。でも当たり障りのないのではなかなか皆さん読む気になれない。やっぱり週刊誌報道みたいな根拠のない見出しは書けないけども、やっぱり自信を持っていることについて、きちっと表現するというふうにしなきゃならないなと思ってます。ただ、この市民感情をいたずらに不安を煽るようなことは避けるべきではないかという意識はあります。けども、事実は事実として、きちっと理解していただく必要があるということで、私はあの記事の内容について、一般の人たちから抗議を受けたことはありません。そういうところばかり回っているのかどうかわかりませんけども、よく書いてくれてると。ずっと取ってあるんだということで、閉じて持っていつてくれる人が、閉じている人が結構います。なので、真実を伝えるという、これに躊躇があってはならないという思いも強く持っているところで、書かれて困ることがある人があったとしても、それは是正されるべきものではないかということで、思いで書いています。併せてなんですが、私はどのような関係であっても、人間そのものは憎らしいとは思っておりません。ただ、自分が持っている職責、あるいは社会的責務などについて、怠ることについては批判をさせていただかざるを得ないと考えてます。

○委員（志賀稔宗君）

議長の議事整理権上のことですが、議長からこの議事整理権に関わっての議長の指示に従わないという点があったということで、前の議会の中ですけど、懲罰というような運びになってきました。私は郡議員の発言そのものですか、物の見方そのもの、これは個人個人十人十色ですから、特別な、いけないという思いはそれほど強く持っているわけではありませんでしたけども、議長が議会運営上必要とあって、いろいろお願いをする、それに従っていただけないというのが出てくると、これは少し違うなという思いを持っていました。そういう点では、郡議員はどんなふう、議事の進行に協力をするというような観点からどんなふうにお考えを持っておられたわけでしょうか。

○対象者（郡俊彦議員）

議長の指示に従わなかったことが秩序を乱したということになってしまってるんです

よね。これは私は怖いことだと思ってるんですよ。議長の指示が常に正しいかどうかということを。それはこの辺の感覚の違いが私は率直に言っております。例えば、証拠も調べないで、私が証拠を見たいと言っているのに、あんたはもう取り消せと命令が来るわけですから。私は真実を見極めたいので、私が言っていることが事実でないということであれば、その証拠を出してくださいと言ってるんですよ。証明するものを見せてくださいと言ってるんです。それを示さないままに、あんたの発言は秩序を乱したということになると、これは論理的に通らないと思ってます。絶対的な存在では議長だってありませんと思っています。独裁政治じゃないですから。

○委員（小川尚一君）

今の発言のところで、1件だけですね。議長は独裁者じゃないっていうのは、当たり前のお話なんですけども、議長も民主主義に応じて対応されていて、議運の中で判断されたことを踏まえて、議長はああいうふうに指示したということですから、勝手に1人で何も考えないで、人の意見も聞かないでやったということではないということだけは言っておきたいんですがいかがですか。

○対象者（郡俊彦議員）

私は議長の、先ほどの独裁と言いますか、ちょっと表現がきつかったかと思うんですけども、議運の意向を踏まえて議長が動いているということも十分感じております。なので、その部分も含めて、多数だから従わなければならないという見解については、物事によっては、納得できない場合もあると思っております。

○委員（小川尚一君）

ですから、議長は独裁ではないというところで、文言を整理していただきたいのと、もう一つは、先ほど来言われている民主主義というお話されますよね。民主主義の中で、多数決を踏まえて実行されている部分というのがありますよね。それでも反対意見は反対意見として、少数意見を認めるとしながらも、多数の意見を認めていくというのが本来の議会のあり方だと思うんですがいかがですか。

○対象者（郡俊彦議員）

多数で決まるということについては、これは否定できないですね。しかし、少数意見だからといって、少数意見の人が、私間違っていましたということにはならないんです。民主主義の発展というのは、少数意見の方に正しい理屈、方向があつて、世の中発展するというのは、少数意見がやがて多数になっていく。そういうことで世の中発展していくと思うんですよ。なので、民主主義において、少数意見の尊重というのは、単に人権上の問題だけでなく、社会としての認識の発展のために、少数意見についても大事に扱って、議論をして、それを市民、国民の皆さんに示しながら、国民の皆さんとともに意見の違うところを議論し合って、やがて正しい方向に進むと、これが民主主義だと私は思ってます。なので、少数意見引っ込めということにはならない。少数意見こそ一生懸命皆さんに訴えて、こういうことでないかと頑張る必要があるんじゃないのかなと思っています。

○委員（小川尚一君）

先ほどの議長は独裁者というふうに言い切った部分についての整理をお願いしたいと思います。

○対象者（郡俊彦議員）

議長の意見に全て従うということになると、議長を独裁者にしてしまうのではないかという思いです。

○委員（小川尚一君）

私前段で言ったと思うんですけども、議長は議運の方に諮って、確認をして、その議運の中で整理されたと。議運は議会のメンバーの中の代表として出ているわけですよ。議員というのは市民の代表で出てきているわけですよ。その中で議会というのは進められているわけなんで、そここのところの整理の中の民主主義をきちっとやった状態で、最終的に議長が整理するという部分については、それはやはり認めていかないと、一体何が本当で何が嘘なのかわかんなくなるじゃないですか。要するに、私言ってるのは、繰り返しますが、民主主義のあり方の中で、今言った手順を踏んでやっているということは理解されていますかというところで、そうすると、独裁者というものには、正しくはないですよ、ヒトラーとかではないんですから。そここのところについての整理をお願いしたいということです。

○対象者（郡俊彦議員）

率直に言って、何か物事を決めた場合、説明責任があると思うんですよ。例えば、私の虚偽に関する指摘が間違いだというのであれば、どこがどういうふうに間違っているのか説明してくださいというのが私の立場です。その説明責任のないままに、多数で決まって、ルールで決まったからということで、この真実がわからなくなるようなことがあってはならないと思っています。

○委員（大岩常男君）

郡議員にお伺いしたいのは、郡議員が今問いただしているのは、おおよそ 18 年から 20 年前の合併特例債とか、そういうことに対していろいろと疑念を持って質問されてると思うんですが、その 18 年から 20 年の間には、大震災があったり、または首長さんが変わったりしてるわけですよ。資料も確かに残ってると思いますが、その資料は 100% 当時のまま残ってるわけではないと思うんですよ。この 20 年の間に、資料が全て正しく残っているということじゃないと思うんです。資料あると思いますよ、確かに、いろいろと。だから郡さんが思われてるような、全ての資料が整っているとはとても私は考えられないんです。それでもって、郡さんの疑問が、それを解明するためにどこまで郡さんは問い詰めれば自分が納得するのか、それを伺いたいと思います。

○対象者（郡俊彦議員）

今回私持っていた古い資料から、平成 22 年 3 月議会での総務常任委員会提出資料というのが見つかりました。かなりのものが。そこでは合併協定に従って、予算編成の際の各区ごとの仕分けをした一覧表が提出されていて、それでもって平成 22 年度の見直

しが進められました。23 年度に震災になって、それをうやむやになっていた状況のよう
です。なので、全然残ってないということはないというのは、執行部から出てきている
資料からも推測されます。いつまで追及するんだということなんですが、少なくとも、
合併協定というのは、合併前の各市町村の議会でも、合併協議会委員の皆さんからの報
告を受けながら合併協定を結んだんですね。それを議決して初めて南相馬市が成立した
んです。協定というのは約束事なので、古いからといって、それを改定しない限り生き
ていなければならないと。企業間の合併なんかだったら、合併の条件を損なったら直ち
に信頼を失いますよ。私はそう思っています。それで、何でそんなにしつこいのかとい
うことになる、6：2：2はおおむね守られていると市長が言ってるんですね。赤い
マークの入った表を出していただいています。だけれども、その表の根拠となる説明をし
てくださいということになるとないんですよ。出てきていない。私もいただいたのは
こんな分厚いね、人件費まで入った一覧表です。あれ見たって私自身もわかりません
よ。それ以外に説明しようとしていないんです。普通の自治体、自治体まで言わなくて
も、字会とか団体の集まりの中でも、資料を出したら、それを裏付けるものがこうなん
ですよ、ああなんですと説明をするんですよ。ところが、その説明が一切ないままに
経過しているということについて、私は納得できていないということで、ずっと続けて
きています。当初は、鹿島区の中でも、みんな古いこと言ってたって始まんないべとい
うような声も聞こえてきていました。今になってみると、やっぱりそうじゃない、やっぱ
りちゃんと鹿島区の遅れというのがあるのかなのかははっきりしてもらいたいというの
が大方の声になって、一定程度、執行部の方でも、配慮がされるような状況になってき
ているのかなというように、私はやはり各区の事業後確認ができる状態が必要なの
ではないかということはいくらも求めていると思っています。

○委員（今村裕君）

一点だけ。今日のこのやり取り、なんだかんだで1時間近くディスカッションさせて
もらってます。一言で言うと、ちょっときついかもしれませんが、郡議員のチラシ
等々政務活動の一環とはいえ、また今日のやり取りを聞いていても、何か全てが自分が
正しいというのか、自分の考え方が正しいんだと。私ちょっと感じたのは、言い訳でな
いのかなと思ったり、詭弁じゃないのかなと思ったり、質問と答弁がかみ合わない事
実のすり替えじゃないかなと感じた部分もあったのも事実なんですね。さらに、これま
での市議会で議決したものとか、あるいは議長、議運の決定事項なんか、いわゆる指示
ですね、指示とか指導、そういったものも完全に無視はしてないにしても、否定する。
独裁者という言い方もありましたけれども、そういったことが繰り返されるのは、あま
り好ましくないことだと私は個人的に思います。それが全く間違ってるという言い方
はしません。これは考え方の違いですから。ただ一つ、提言というか、思ったのが、今
後またチラシ出していくと思うんですけども、そんなときに、双方の言い分、例えば、
議長の言い分とか、議会運営委員会からこういう指導あった、あるいは執行部からこ
ういう答弁があって、こうだから、私はこうだという形での答弁と具体的な指示等のやり
取りをここに、チラシの中に盛り込んで、だから私はこうなんだということだとするな
らば、読む方もそうなんだという判断材料の一つになると思うんですね。私の思いだけ
をここにこう書きます、今までの感じでいくと、これが正しい、私の考え方なんだとい
う言い方なんだけれども、これが正しいんだという感じで行くんじゃない、執行部な

り議長、議運等の指示等についても、その内容も載せた上で、こうだから私はこうだということの書き方の方がスマートのような気がするんですけど、いかがでしょう。

○対象者（郡俊彦議員）

おっしゃることはわからないではありません。読む人の便宜のためにもね。けども、1つは、内容的に紙面が限られてくるんですよね。今村さんも今回出されて思っておられると思うんだけど、なかなか言いたいことすら全部書けないという状況の中で、やっぱり民主主義に基づく発展のためには、それぞれ思っていること、それぞれが思っていることというのは、それぞれ自分自身の信念に基づいて、自分自身の正しい意見を形成して思うんですよ、それぞれ皆さん、私も含めて。なので、自分の意見が正しいと思うのは、これは当然だと思うんですよね。正しくないかどうかということは、自分自身で検証をして、これが正しいと思えることを表現して、それを多くの皆さんに読んでいただいて、なるほどそういうことかと思っていただければ、それはそれで世論が形成されていくと。私のそういう意見に対して、郡議員のこの間の何号のこの記事は、調べてみたけれども、間違っているところがあると、あるいは考え方が違うんでないかというような反論を皆さんがしてくださることによって、市民の皆さんもまた郡議員こんなこと言ってるけど、これとんでもないなという人も出てくるだろうと。やはり皆さんに自分たちの調べた内容をお知らせをして、そして南相馬市の今後のあるべき姿を市民とともに考えていくという方向を私は望んでおります。

○委員（今村裕君）

考え方の違いだと思いますけれども、私は少なからずそういう書き方はしません。それは私の考えですね。そもそもなんですけど、郡議員がお休みなさってるときに、政治倫理条例、これ何で立ち上げたかっていうと、実は今は議員でない方がホームページで、これ議事録残ってもいいですよ、放射性物質のことで、黒い粉とか危ないもの危険なものがいっぱい飛んでるということをホームページで出したんですよ。これ本当に市民から多くの不安とか、いろんなものが寄せられて、それを規制っていうか、指導するような何か題材っていうか、倫理条例がなかったんで、そのときには議長の方からこのホームページ削除してくださいということで、本人もわかりましたということで削除した経過があったんですね。それを受けて、政治倫理条例というのも必要でないかと。今後何があるかわからないので、混乱期もありましたし。そんな中で、政治倫理条例を立ち上げて、それに基づいて今回審査請求があって、委員会が立ち上がったわけなんですね。ですから、その方は議長の指示に納得をしてわかったと。ただ、今郡さんがおっしゃったように、自分が正しいと思うことを書いたり話したりするということを突き詰めると、暴走するときがあるんじゃないかなという思いがあって、さっきから郡さんこうじゃないですかね、ああじゃないですけど、私はこう思いますという話をさせてもらってるということと、倫理条例立ち上がったのはそういう歴史があって、何か暴走しそうだとかというときの歯止めっていうか、倫理条例を立ち上げなんかをすることによって、そういったことを歯止めっていうか、何か審査する土壌を作ろうということで作ったのが歴史の中にあるということだけでも御理解賜ればと思います。

○対象者（郡俊彦議員）

私も議員の政治倫理というのは必要だろうと。多くの場合、政治倫理条例というのを鹿島議会でもいろいろ検討して、例えば、神奈川県の実山町の審議会なども視察したことがあるんですが、けれども主に対象と考えていたのは、いわゆる市が発注する工事とか、購入する物品、それから補助金を出す団体、そういうものとの議員の関わり方は、場合によっては市民の誤解を生みやすいので気をつけましょうというのが、政治倫理条例の一番の目的ではないのかなと思っておりまして、今回はなんで私がと思ってるところです。それで、最後に発言を求められるかどうかかわからないので、ぜひ申し上げておきたいのは、齟齬があるというのであれば、具体的にどことどことどこに齟齬があったのか、それをきちんと示さないまま漠然と齟齬があるというようなことで報告活動について云々と、倫理違反ということになると、やっぱりその報告活動に対する干渉であり、憲法で保障された言論、出版の自由、結社の自由、思想信条の自由に関わってきて、民主主義の発展にとっては大変大きな禍根を残す恐れがあると率直に申し上げておきたいと思います。

○委員（鈴木昌一君）

改めて郡議員にお聞きしたいんですけども、先ほど小川委員からの質問の中でもございました、郡議員は、私ども議会の、あるいは1人1人の議員の権能というものをどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたい。つまり、郡議員のおっしゃっていることは、少数意見の尊重であるとか、そのことは承知をしておりますけれども、それをいわば圧殺をするかのごとき発言のようにも私どもには聞こえてきた経過がございます。郡議員は、直接民主主義を志向されるのか、それが志向の制度で、私ども議員は22名の議員、郡議員も含めて、やはり二元代表制の中で、それぞれ市民から選任を受けて、負託を受けて議員になっているわけですし、私どもが様々執行部の提案を受けて、審査をして、議決をしてきた。その事実までも否定されると、当時の議決そのものに対して、瑕疵があるとおっしゃっているのじゃないかと思うんですけども、そうなりますと、私どもの議決をしてきた事実そのものを根底からひっくり返す、ちゃぶ台返しをする、そういうことになろうかと思うんですけども、それが議会制民主主義の制約といいですか、と私は考えているんですけども、あくまで郡さんは、ご自身の判断、見解を主張されることは結構だと思うんですけども、この間の経過で、議会運営委員会であるとか、本会議での懲罰動議で、懲戒の懲罰に拒否をされて、2回目の懲罰委員会の中で、最終的には出席停止を受け入れる形で退席をされた事実。しかしその後、広報紙の中では、あるいは今先ほどおっしゃったように、それは自身の抗議の意思だというふうにされるということは、市民に対してはどっちだったんだという誤解も与えているんじゃないかという意味においては、やはり言葉足らずに陥りかねない。こうした広報紙での郡さんの言説というのは、より注意深く行動されるべきではないかなと考えるんですけども、見解をお聞かせいただきたい。

○対象者（郡俊彦議員）

お気持ちはわかるんですけども、そもそも過去の出来事、議会で決めたことを含めて、について、やはり検証してくということが社会としては必要なんだろうと思うんですよ。間違っていたことがなかったのかどうか。あるいは、なぜ間違ったのかとか。そういうことを検証することで次に生かしていけると。なので、決めたことが全て正し

いという観点には立つべきではないのではないかと。多数で決めたことでも、間違っていたことがあるかもしれないという気持ちは必要なので、気持ちというか、次の世代の検証は免れないだろうと思いますし、私自身も今書いていることについて、そういう批判、あれは間違っていたんだという批判について、十分今の時点で考えられる答えを持ちながら、私は物事を書いていると思っています。なので、皆さんから、ここが間違っているよというご指摘をいただけることをむしろ歓迎したいと思ってまして、やはり過ぎたことであっても、決めたことであっても、正しいのかどうかという、お互いの見解は、やっぱり市民に知らせて、最終的には市民のご判断をいただくと。直接民主主義の話があったんですけれども、国会、国は完全に代議制で、国会が政府を作ります。しかし、地方自治はちょっと表現が曖昧なんだけれども、憲法上、地方自治の本旨に基づいて運営されると。さらにいくと、住民自治が基本と。やっぱり住民こそ主人公が地方自治法の中ではずっと生きています。ただ、直接民主主義というのは、当然物理的にも不可能なので、議会代議制を選ぶ、あるいは首長も直接選挙で住民が直接選ぶと。いろいろなところで限りなく住民の意思が尊重されなければならないというのが地方自治法の建前だろうと思っています。

○委員（小川尚一君）

何点かお伺いしたいんですが、1つは、もう基本的な部分なので、私も勉強不足なのかも知れないんですが、教えていただきたいのが、憲法で言論の自由があると言われてますが、議会も踏まえて、いろんな団体で、ルールとか、それこそ定款のようなものがありますよね。それを守って進めていくというのがその1つのルールなので、言論の自由があっても、何を言ってもいいというものではないということをご理解されていると思うんですが、その点についてどのようにお考えなのかを伺いたい。

○対象者（郡俊彦議員）

それはちょっと見解が違うなと思っています。最近の判例で、いわゆる議員が懲罰を受けたということについて、不服申し立てをしている事例がありますね。以前は、最高裁の判断は、議会が決めることだろうから司法が介入しないということだったんですが、最近の判例は、著しく権限を逸脱していると、議会のあり方からそのものを否定しかねないような逸脱した判断については、司法の判断も必要ということで、岩沼での事例とか、最近では滋賀県での日本共産党議員の勝訴とか、その解説を、私見た限りなんですけれども、最高裁の判例が変わったので、やっぱり著しく逸脱していると、あるいは個人の見解を抑制しているようなものであれば、これは司法の判断もあり得るということで、懲罰の取り消し判決が出たりしています。そういうことで、多数で決めれば何でも通るというようなことを、一定の自立権は認められているけれども、著しく逸脱した場合にはその限りではないというのが地方自治法自体が憲法とか法律に従って、それを守った上でということになりますから、それを守らないような状態が出てきたとする場合には、また違ってくるんだろうなと思っています。

○委員（小川尚一君）

そうしますと、現状の議会が著しく反しているというような状況にあるという理解でよろしいですか。

○対象者（郡俊彦議員）

簡単に言ってしまうとあれなんだけれども、少なくとも、何回も言ってるように、虚偽答弁はないという皆さん方の調査の結果が出てくれば、私も考え直しますけれども、例えば、市長答弁で、私が当選したときの12月議会、70億円をどう決めたかについては資料がないのでわからないと言ってたんですよね。ところが、今年になっての3月議会の中では、あれは私が書いたんだということだったんですよ。書いたのは記録を見て書いたということなんです。2月9日の庁議で。というのは、12月議会の数ヶ月前、5月、6月のパブリックコメントの中で書いてあるんですから。だから、5月か6月に、12年のね、5月か6月頃に見て市長は書いたんですよ。ところが、12月議会答弁は記録がないからわからないというんですよ。こんな不思議なことはないではありませんか。これは報告の中でも書いていることです。

○副委員長（田中京子さん）

休議します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○副委員長（田中京子さん）

再開します。

○委員（小川尚一君）

先ほどルールがあるという話は、必ずしもそれではないというような答弁というか説明をいただいたと思うんですけど、そうしますと、何を言ってもいいという話になりかねないので、そのためにルールを作っているというのはご理解いただいているかと思うんですよね。言ってもいいか悪いかという中身については。これはふさわしいふさわしくないというのが議運で決めたり、対応していくと。基本的には議会、会則含めて、そういう1つの、先ほど繰り返しありましたルールがある中で、みんなでルールを守りましょうという中でやられているというのは御理解されてますけど、それでも何を言ってもいいというお考えなのかお伺いしたい。

○対象者（郡俊彦議員）

効率的に物事を進めるためにルールは必要です。守らなきゃならないと思います。しかし、そもそも議会議員となる存在の目的に反するような、あるいは目的に対する活動に対する制限、具体的に言えば、調べて報告する活動ですね。これらに対する制限などについては、認められるべきではないと。それを許すようなルールはあり得ないだろうと。それをルールのもとに調整してくると憲法違反の疑いも出てくるのではないかというのが私の基本的な考えです。

○委員（小川尚一君）

整理させていただきますけれども、そうしますと、議会ではやむを得ず理解していて

も、議会の外では何を言ってもいいというような認識に聞こえるんですが、1つは、ご存知のとおり、議員は特別公務員という部分もあります。税金で多分このチラシも使われていると思うんですが、そのところも整理されるといいますか、要するに、議会でやってることと議会以外での部分はもう切り離して考えるべきだというようなお考えですか。

○対象者（郡俊彦議員）

さっき地方自治の話も出ましたが、私はずっと一貫して住民こそ主人公というふうに思ってます。なので、議員の役割は、物事を判断するということも提案したりありますけれども、一番基本的には、市政、町で言えば町政、この内容をできるだけわかりやすく、本当のところを包み隠さず市民に報告する。これが一番の議員の務めと、一番大事な問題と思って、長年住民こそ主人公を掲げてやってきました。それは今も揺らいでおりません。なので、それに対する制約は本来あってはならないし、あるべきではないと。ルールというもとにそれも制限してくるとすると、結果によっては表現の自由にまで関わる、民主主義の根幹までに関わる問題として捉えざるを得ないと思ってます。

○委員（小川尚一君）

一般の国民、市民であればほぼ何言っても自由という部分を、法律ありますけども、わかりますが、私どもは議会の議員という位置づけになってます。その縛りは当然私あると思ってまして、議員というのは、議会で議論を重ねて、執行部の間違いを質すとか、やり取りするというのが本来で、市民の声を聞くのはもちろんですが、本来の仕事は議会での出席して、議論して、発言して、執行部と対峙するというのが本来だと思ってるんですが、今のお話ですと、議会はさておき、市民の声、もっと市民にいろいろ知らせる必要があるというようなお考えに聞こえるんですが、であれば、議員である必要性というのはなんだろうと思うんですけども、これ最後にします、いかがでしょう。

○対象者（郡俊彦議員）

自治基本条例が本市における、上下はないにしても、一番上位の条例と。ここで決められているのは、市政の運営について、市民、議会、執行者、一体となって、情報を共有しながら進めましょうと。そのために職員向けマニュアルを作っているところは、私議会で何回か取り上げていますけれども、あるわけですよ。なので、私の基本的認識は、住民にお知らせをし、住民の声を聞いて物事を決めていくというのが本来のあり方と考えております。

○委員（鈴木昌一君）

私としては最後に確認をさせていただきたいんですけども、郡議員は、元々日本国憲法、あるいは地方自治法、それからこの議会が制定をしてきた、この議員政治倫理審査会もそうです、これも条例で定めたものです。これは議会が自発的に定めてきたものです。そこでお伺いしたいのは、郡議員が今回の一連の言動の中で取られた経緯を見ますと、一方で私どもが自律的に自らの行動や発言を一定程度規制することで円滑な議会の運営をしていこうという考え方に基づいたものだと思っております。しかし一方で、

その議会運営委員会での審査経過や懲罰動議で2回にわたる懲罰動議、懲罰の審査を経て取られた行動は、最終的には議場から退出をされた。そのことを自身は、その抗議の意思を示したものだとは先ほどもおっしゃられました。そうなりますと、これまで議会が対応してきた郡さんの言動に端を発して取ってきた懲罰委員会であるとか、この審査会もそうなんですけれども、どのような結論を出そうが、その結論に従う従わないは自身の良心とか、判断、見解に基づいてそれはするものなんだということ。そういう主義でいらっしゃるということですのでよろしいわけですね。

○対象者（郡俊彦議員）

結論ありきで言えば、最後の部分で、やっぱり自分が正しいと信じてることを皆さんにお伝えをして、ご批判を仰ぐと。皆さんから具体的なご指摘があれば、それなりに私としても調べ直したりしていくと。これは市民の皆さんに対しても、あるいは議会の皆さんに対しても同じスタンスです。私に対するご批判は拒否しません、受けます。できれば文章で書いて出していただければ一番整理しやすいので、そうしていただければと思っていますところですよ。で、基準は市民の皆さんに対して、自分の良心に恥じない判断をしていきたいと、間違っていることを認めたとするならば、それは自分の良心に対する判断偽りであるとともに市民に対しても偽ったことになるんじゃないかと。だから事実、あくまでも真実を探究する中で、あんた間違ってるよというのがあれば、私は決して無視しませんし、謙虚に受け入れたいと思っているので、ぜひこの真実はどこにあるのかということについて、市民に対して、私達は調べて知らせる責任があると思っています。責任感の問題でもあると思っています。

○委員（中川庄一君）

るるいろいろ質疑ございましたけども、憲法 21 条で定められてます言論の自由、表現の自由という、郡さんもそれを言ってますけども、それは当然なことだと思います。権利ですから。ただ、今回倫理審査会上がったものは、このチラシ、広報紙の件でございますので、その広報紙の中で、6月20日から7月1日の議会中の間に、チラシの中では4時間の時間がロスしたとして、最後に郡議員に責任なしという文章がございます。誰の責任だと思いますか。

○対象者（郡俊彦議員）

率直に申し上げて、事実関係を調べないで、自分たちの結論を強制しようとした側にあると思っています。

○委員（中川庄一君）

それを強制的にやったのは執行部なのか議会側なのか。はっきりしていただきたいと思っています。

○対象者（郡俊彦議員）

私はあくまでも真実を知りたいので、議長に対して、執行部からの資料をきちんと求めてくださいという立場で一貫しています。けども、出てきた資料は洗い出しとはいえないし資料。そして、今度の議会の最後の答弁で市長は抽出という言葉を使っていま

すけれども、その抽出の結果をまとめた資料はございませんという答弁になっています。

○委員（中川庄一君）

そもそも発端がこの資料の要求をして、で、止まって、結局執行部は資料を出してきましたよね。それで郡議員はそれでは納得できないと。だとすれば、それは議会の中でなく、政務調査の中でとことんやっていただくのが筋じゃないかと。執行部の方も資料を出しているわけですし、基本的には。その件について再度。

○対象者（郡俊彦議員）

当然私としては政務活動の中で、今もできることならば真実を突き止めたいと思っておりますが、大体今度の一般質問の中で決着がついたと、事実上はやっていないという判断をしているところです。

○副委員長（田中京子さん）

その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

なければ、これをもって質疑を終了いたします。
休憩します。

午前11時45分 休憩

（対象者退室）

午前11時46分 再開

○副委員長（田中京子さん）

再開します。
ただいまの対象者の意見及び質疑について意見等はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

なければ次に、（2）次回の審査会日程についてを議題といたします。

まず、次回の審査会の内容について、審査を予定してありますが、ご意見をお願いいたします。

○委員（志賀稔宗君）

双方の意見を聞いてきましたので、それを踏まえて何か疑義があるのではないかとということで立ち上がってきてるわけですから、そうだということになるか、そうでなかったということになるかという、そういう話し合いの場を持つと、結論を出すということになるんだと思いますけど、どんなもんなんですか。

○委員（今村裕君）

今日のやり取りを聞いてて、非常にむなしさというのか、考え方が違うとここまで違うんだなと、限界があるのかなと思ったり、ただルールは守らなくちゃいけないという思いは強いんです。結論から言えば、考え方が違うからといって、郡議員がおっしゃってることだけが正しいと本人は思ってるんですよ。思ってるんだけど、その上にはルールとか、あるいは協調性とか、考え方が違う方々への歩み寄りとか、そういったことが必要だと。ひいては今回のチラシによって市民の方々に混乱を招いたのは否めない事実であります。多くの議員にいろいろと問い合わせの電話があつたりしたことがその裏付けになっているわけで、やはりこのチラシの内容については、郡議員に今後是正をする、あるいは注意をするという方向性を持って次回の政治倫理委員会はどういったものを議題として、内容を詰めて、いつまでやってもきりが無いと思いますので、そこら辺で結論を出して、あと議長に答申をするという、一言で言えば、郡議員の考え方については納得できない部分が・・・

（何事か呼ぶ者あり）

○委員（今村裕君）

内容についてはそういったことで次回詰めていただければと思います。

○副委員長（田中京子さん）

その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

今のような内容でよろしいでしょうか。

次に入ります。

次回開催日時について決定していきたいと思います。

休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

○副委員長（田中京子さん）

再開します。

休憩中に皆さんからご意見をいただきました。

次回の審査会の日程は10月24日午後1時30分からといたします。

議題は、審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

異議なしと認めます。

よって、そのような日程で進めることといたします。

次に、3 その他に入りますが、皆さんから何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（田中京子さん）

なければ、以上で政治倫理審査会を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会